県章

三重県公報

平成29年2月17日（金）
第　2878　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
5	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（大気・水環境課）	2
6	三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	（出納局）	2
	告　　示		
96	平成28年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	（市町行財政課）	3
97	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（教育委員会）	3
	公　　告		
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	（男女共同参画・ＮＰＯ課）	4
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	4
	同件	（同）	5
	都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	5

規　　則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年二月十七日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第五号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第二十五第八号の項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表第九号の項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「シス―一・二―ジクロロエチレン」に改め、同表中

「

二十五	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。以下同じ。）	検液中に検出されないこと。

」を

「

二十五	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。以下同じ。）	検液中に検出されないこと。
二十六	クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム

」に

改める。

別表第二十七第八号の項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表中

「

二十五	有機りん化合物	検出されないこと。

」を

「

二十五	有機りん化合物	検出されないこと。
二十六	クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム

」に

改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年二月十七日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第六号

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四の項中「第八条」を「第七条」に改める。

別表第一に次のように加える。

二十五　三重県動物愛護推進センター条例（平成二十八年三重県条例第五十一号）第四条に規定する手数料

附　則

この規則は、三重県動物愛護推進センター条例の施行の日から施行する。ただし、別表第一第二十四の項の改正規定は、公布の日から施行する。

告　　示

三重県告示第 96 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 29 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	女子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2　募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	女子	平成 29 年 2 月 20 日（月）まで	平成 29 年 2 月 26 日（日）	平成29年3月下旬から同年 4 月上旬まで

3　応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の女子。ただし、次に該当する者を除く。

(1)　成年被後見人又は被保佐人

(2)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3)　法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(4)　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	女子	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5　志願受付場所の名称及び住所

(1)　次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部　四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鵜の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部　津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部　伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部　伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ケ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部　熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2)　各市役所及び各町役場

三重県告示第 97 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第15号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

東日本大震災又はその他大規模災害等により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の就学機会の確保を支援する。	東日本大震災又は平成二十八年熊本地震により被災し、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者等に対して、市町又は一部事務組合が実施する学用品費等又は学校給食費等若しくは医療費の援助を行う事業に要する経費

別表第1中第16号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

東日本大震災又はその他大規模災害等により被災し、特別支援学校等への就学が困難な幼児、児童又は生徒の就学機会の確保を支援する。	東日本大震災又は平成二十八年熊本地震により被災し、特別支援学校等への就学が困難な幼児、児童又は生徒の保護者等に対して、市町又は一部事務組合が実施する特別支援学校等への就学に必要な経費を軽減する特別支援教育就学奨励事業に要する経費等

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成28年4月14日から適用する。

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成29年4月8日まで縦覧に供します。

平成29年2月17日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成29年1月31日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

安濃津福祉会

(2)　代表者の氏名

斎藤　邦彦

(3)　主たる事務所の所在地

津市夢が丘一丁目6番地の2

(4)　定款に記載された目的

この法人は、福祉や介護、養育を必要とする者、およびその家族や関係者に対して、福祉や介護、養育を提供する事業を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。（「一般乗用旅客自動車運送事業」を含む）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市長から通知がありました。

平成29年2月17日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業期間
　平成 29 年 3 月 1 日から同月 30 日まで
3　作業地域
　鈴鹿市神戸四丁目及び同市弓削一丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

平成 29 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類
　公共測量（公共基準点復旧）
2　作業期間
　平成 29 年 2 月 20 日から同年 3 月 24 日まで
3　作業地域
　亀山市みどり町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 2 月 17 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類及び名称
　伊勢都市計画第一種市街地再開発事業
2　縦覧場所
　三重県県土整備部都市政策課

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/